

令和元年11月7日

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>教育長からの冒頭報告にあった新聞を活用した授業について、取組み自体を否定しているのではないが、もっと効果的なやり方があるのではないか。重要なのは、今の子どもたちはスマートフォンばかりを見て、新聞を読まないという現状において、どうしたら新聞を読む習慣がつけられるのか、新聞に興味を持てるのかが結果としてあるべきである。先の決算特別委員会では、目指す記事の周辺に自分が思いもしなかった記事があるという発見が新聞を読む醍醐味であるという旨の答弁であったが、ピントがずれているのではないか。現場をもっと観察して、新聞を有効活用し効果的な取組みにするには知恵を出す必要があると思うがどうか。</p>
総務課長	<p>当事業の実施状況については、附帯意見を踏まえ、10月末までに実施市町村から提出された状況報告書をもって把握した内容、市町村が捉えている実施状況や成果、を報告しているものである。</p> <p>市町村からの回答には、児童・生徒が休み時間等に積極的に新聞を読む姿や図書室等に閲覧コーナーを設け、児童・生徒が自由に親しむことができる環境を整えているという報告もあった。引き続き、効果的・効率的に実施している取組事例を収集するとともに、児童・生徒の自主的な取組みを促すノウハウなども把握して、取りまとめ・周知していきたいと考えている。</p>
志田委員	<p>新聞の一番の特徴は、タイムリーであるということと、読ませるということであると思う。貴重な財源を使っている。有効に活用して取組みの充実に努めてほしい。</p>
総務課長	<p>新聞を活用した授業の効果的な実施について、さらに研究を深めていきたい。</p>
遠藤(寛)委員	<p>大学入学試験における英語の民間試験の導入延期について、教員や生徒に、どのような影響があったのか。</p>
高校教育課長	<p>各学校現場では、目立って大きな混乱は起きていない。ただし、勉強することそのものが無駄になることはないにせよ、一生懸命目標に向かって勉強を続けている高校2年生にとっては精神的に大きなショックを受けていると考えている。</p>
遠藤(寛)委員	<p>この問題への対応について、今後どう考えているのか。</p>
高校教育課長	<p>文部科学省から改めて連絡があるということであり、通知があり次第速やかに情報を共有したい。</p> <p>また入試については、民間試験等の導入を前提にして、共通テストにおける英語の試験が、4技能のうちの「読む・聞く」に特化した試験に切り替わることが公表されていたが、このことについてもどうなるかまだわからない。今後、情報収集に努めていきたい。</p>
遠藤(寛)委員	<p>これから英語の4技能を教えるにあたり、英語教員の研修をどのようにしていくのか。</p>
高校教育課長	<p>高校においては、現在の学習指導要領においても、4技能をバランスよく学ぶ旨</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>の記載があり、この4技能を意識した授業が行われている。特に、英語の授業においては、生徒の英語の理解力にもよるが、英語だけで行うことが基本とされている。</p> <p>英語の指導においては、教員が使えるだけではなく、いかに4技能を活用し、生徒の英語の理解を深めることができるかが重要であり、生徒が英語を用いたコミュニケーションを行う授業の研究を進めている。また、ディベートに関する教員向けの研修やディベート大会などを通じて、自分の意見を発信する、相手の意見を聞くというコミュニケーション能力を高めている。</p>
遠藤(寛)委員	英語教員に対する資格取得の推奨等を設定しているのか。
高校教育課長	<p>高校の英語教員に対しては英検準1級相当以上の資格の取得を指標として示している。現在、本県の高校の英語教員の中で、この水準を満たす教員の割合は60.3%であり、全国平均が68.2%であることから、それに比べるとまだ低い状況にあり、今後も取得率の向上に努めていきたい。</p>
遠藤(寛)委員	この60.3%という数値は全国で何番目なのか。また、取得率の向上のための取組みはどうか。
高校教育課長	<p>全国37位である。高位の英語資格を持っていることが即ち指導力が高いことを意味するものではないが、これから生徒が民間試験を受験していくにあたり、教員自身が資格を取得していることが大きな動機づけになることから、資格を取得する意義を伝えながら、英語教員の研修会など時機を捉えて説明していきたい。</p>
遠藤(寛)委員	最近、若年層における大麻等の薬物の蔓延が懸念されている。県内における薬物事犯の検挙状況と乱用防止策はどうか。
組織犯罪対策課長	<p>本年10月末の薬物事犯の検挙人員は16人（前年同期比7人の減）である。薬物の種別では、大麻取締法違反が10人（前年同期比5人の増）、覚せい剤取締法違反が5人（前年同期比12人の減）、麻薬等その他の薬物事犯1人（前年同期と同じ）である。</p> <p>過去5年の推移は、大麻、覚せい剤、その他の薬物を合算した数字で、平成26年が27人、27年が43人、28年が32人、29年が26人、30年が29人である。</p>
遠藤(寛)委員	使用薬物で多いのは何か。年齢的な傾向はどうか。
組織犯罪対策課長	<p>使用や所持で検挙した事案で多い薬物は、覚せい剤と大麻である。過去5年間ににおける年間の薬物事犯の検挙人員の合計は157人となるが、その内訳は、覚せい剤が107人（全体の68.2%）、大麻が31人（全体の19.7%）、その他の薬物が19人（12.1%）である。ただし、本年は大麻で10人を検挙しており、覚せい剤よりも多く、この10人という数字は過去5年間で最も多い人数となっている。</p> <p>また、年齢的な傾向については、今年の検挙人員の平均年齢は33.2歳である。内訳として、覚せい剤が45.4歳、大麻が26.4歳であり、この両者では大きな違いがある。特に大麻については、検挙された10人中8人が20歳代であり、若年層への浸透が大きな問題となっている。これは全国的な傾向である。</p>
遠藤(寛)委員	再犯率はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
組織犯罪対策課長	<p>本年の薬物事犯の検挙人員 16 人中、再犯者は 5 人（全体の 31.3%）である。内訳として、覚せい剤が 5 人中 4 人、大麻が 10 人中 1 人である。大麻については覚せい剤と比べると初犯者の割合が非常に高く、これも全国的な傾向である。過去 5 年間の薬物事犯全体では、再犯率 44.6%となっている。内訳として、覚せい剤が 107 人中 65 人（全体の 60.7%）、大麻が 31 人中 2 人（全体の 6.5%）である。</p>
遠藤(寛)委員	<p>薬物乱用防止対策及び関係機関との連携状況はどうか。</p>
組織犯罪対策課長	<p>警察では覚せい剤や大麻等による薬物乱用は社会の安全を脅かす重大な問題と捉え、薬物犯罪の情報収集と取締り、広報啓発活動の強化に取り組んでいる。</p> <p>まず、情報収集と取締りについては、薬物の密輸事犯等案に関して税関、入国管理局、海上保安庁等の関係機関と緊密な情報交換を行っているほか、外国船舶等に対する合同立入などを実施している。</p> <p>また、広報啓発活動として、各自治体や県の防犯協会連合会、医師会、保護司会等で組織する覚せい剤等乱用防止協議会、更には小・中・高等学校等と協力して、年間を通じた薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンなどを開催している。</p> <p>このほか、毎年 6 月から 7 月にかけて、全国一斉で行われる薬物乱用防止広報強化期間に合わせ、各警察署と関係機関が連携し、街頭活動やチラシ等を活用した各種広報啓発活動を行っている。</p>
山科委員	<p>学習障がいのある児童生徒の対応について聞きたい。平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、共生社会やインクルーシブ教育を構築することが盛り込まれた。また、同 8 月に発達障害者支援法の改正が行われ、発達障がいへの切れ目ない支援を行うとされた。</p> <p>障がいの有無に関わらず子どもたちはかけがえのない存在であり、ニーズに合わせた適切な対応が必要であるが、かつて、ある高校を視察した際、学習障がいのある生徒への対応に苦慮しているという先生の話聞いたことがあった。</p> <p>まず、学習障がいとはどのような障がいであるのか。</p>
特別支援教育課長	<p>文部科学省の定義によれば、学習障がいとは自閉症や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）とともに発達障がいの一つであるとされる。全般的な知的発達の遅れは認められないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの能力に著しい困難を生ずる障がいである。</p>
山科委員	<p>小中学校における学習障がいのある児童生徒の割合及び対応状況はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>平成 14 年及び 24 年に文部科学省による学習障がいの調査が行われた。この調査は全国の小中学校の通常の学級に在籍する 3%の児童生徒を抽出し、そのうち、学習障がいと診断されていないが、担任教師が学習面で特別な支援を必要とする児童生徒の割合を求めるもので、その数字はどちらも 4.5%であった。本県でも 18 年に、文部科学省と同様の手法で独自調査を実施しており、その結果は 4.6%で文部科学省の結果と同程度であった。</p> <p>学習障がいは特別支援学校の対象ではないため、基本的には小中学校の通常の学級において、個別の配慮の下に支援をしていくことになる。各学校の体制としては特別支援教育コーディネーターを中心に、個々の実態に応じた支援の方法を検討し、個別の教育支援計画や指導計画の作成に努め、教職員全体がその情報を共有しながら</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ら支援を行っている。</p> <p>具体的には、各教科において板書を工夫する、一日の予定や学習の流れを示して見通しを持った学習ができるようにする、掲示物など注意が逸れるような刺激物をなくす等の学習環境への配慮、国語で長い文章を朗読させる際に文節で区切ったプリントや漢字のルビを振ったプリントの別途配布、その他タブレットPCの有効な活用について模索している学校もある。更に、通常の学級で学習するほかに週に2～3時間程度別の教室で学習し、自立活動を指導する通級による指導も、小学校では平成18年度から、中学校でも26年度から実施している。</p>
山科委員	<p>通級による指導は何校で実施しているのか。また、指導する教員は特別な教員免許を所有しているのか。</p>
特別支援教育課長	<p>小学校は24校で24名、中学校では9校で9名の教員が通級による指導を担当している。教員は、特別支援に必要な免許を持っているわけではないが、研修等を通じて少しでも専門性を高めて適切な指導が実施できるよう努めている。</p>
山科委員	<p>学習障がいのある生徒の中学校後の進路はどのようなものか。</p>
特別支援教育課長	<p>学習障がいは特別支援学校の対象ではないため、ほとんどは高等学校への進学となる。ただし、知的発達の遅れが伴う場合もあり、その際は特別支援学校への進学も考えられる。</p>
山科委員	<p>入試に関して、このような生徒は数学が極端に悪いという場合もある。たとえば数学以外が80点、数学が20点という生徒でも選考においては総合点で判定されるという理解でよいか。</p>
高校教育課長	<p>総合点で判定している。</p>
山科委員	<p>学習障がいのある生徒が入試に臨む際、どのような配慮がなされるのか。</p>
高校教育課長	<p>公立高等学校の入学者選抜には、進路等相談というものがある。山形県公立高等学校入学者選抜要項には「中学校長は必要がある場合には志願先高等学校長に対して、健康及び身体の状態、希望学科、進路希望等について相談を行うことが望ましい」とされ、学習障がいを含む発達障がいの生徒が学力検査において配慮が必要である場合についても、進路等相談を行うことができる。</p> <p>これまでも進路等相談を受けた高等学校長は、入試の公平性を維持しながら障がいや本人の状況に応じた実施可能な配慮を行ってきた。具体的には、教職員の共通理解を図りながら選抜を実施することを前提に特別な配慮として、別室での受検、座席の配慮、面接の順番変更などを実施している。</p>
山科委員	<p>高等学校における学習障がいの生徒の割合はどうか。また、学習障がいのある生徒が進学する高校の傾向等はあるのか。</p>
特別支援教育課長	<p>平成21年3月に国立特別支援教育総合研究所が発表した20年度に中学校を卒業した生徒を抽出対象とした実態調査では、学習障がいを含む発達障がい等の困難のある生徒の高等学校への進学割合は2.2%であり、本県でも同様の割合であると認</p>

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>識している。</p> <p>学習障がいについては障がいの程度や症状は多様であり、一律に判断することは困難である。そのため、進学先に特定の傾向があるということはなく、全ての高校にこのような生徒がいる可能性があるという前提で対応している。</p> <p>小中学校では通級による指導があるが、高校にも同様の措置が取られているのか。</p>
特別支援教育課長	<p>全ての高校にこのような生徒がいる可能性があり、全ての高校で特別支援教育コーディネーターや校内委員会等で実態を把握し、教員全体で指導方法を情報共有している。</p> <p>また、学校教育法施行規則の改正があり、平成30年度より高校においても通級による指導が制度化された。本県では27年度から文部科学省の委嘱を受け、全国に先駆けて高校における通級による指導の実践研究を新庄北高校最上校で進め、30年度より通級による指導を開始し、また、本年度より霞城学園高校でも開始した。</p> <p>設置校では対象生徒に対する個別指導も充実している。</p>
山科委員	<p>生徒たちは通級による指導を実施している学校に通うことが前提なのか。</p>
特別支援教育課長	<p>通級による指導は開始してから2年目であり、他校への展開については発展途上の段階である。また、高校入学後に生徒の事情や保護者の考えを確認する必要があり、様々な事情を見極めながら、各学校で通級による指導を実施するか否かについて判断することになっている。現在はこの2校を中心に通級による指導を実践している。</p>
山科委員	<p>学習障がいというが、通級による指導等適切な指導を行うことで、隠れた才能が目覚めるかもしれないという期待もあり、このような生徒たちは須く適切な指導を施すよう努めるべきと考える。全ての高校で学習障がいのある生徒への取組みを実施しているのか、それとも2校以外は特別の指導者がいないということなのか。</p>
特別支援教育課長	<p>全ての高校で学習障がい等の生徒へしっかり対応していくことを基本としながらも、通級による指導を実施しているのは2校という現状である。他地域については、この2校での成果と課題を参考にしながら充実を図っていきたい。</p> <p>全ての高校には校長から特別支援教育コーディネーターが指名されており、そのコーディネーターに対して県教育委員会では年2回の研修を実施し専門性を高めている。また、通級による指導を実施する2校では、特に自立活動の指導について特別支援学校の指導手法を用いており、そのような指導の知識を有した教員を配置している。</p>
山科委員	<p>インバウンドに対応した外国人にわかりやすい道路標識とはどのようなものか。</p>
交通規制課長	<p>新しい道路標識の英語表記については、訪日外国人にもわかりやすい道路標識として、一時停止や徐行規制に英語が併記されている。訪日外国人の増加や、2020東京オリンピックパラリンピック競技大会を控えていることを受け、国民及び訪日外国人の双方にとってわかりやすい道路標識にするため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が、平成29年7月1日に施行され、英語が併記されることとなった。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>具体的には、一時停止標識の「止まれ」の文字の下に「STOP」、徐行標識の「徐行」の文字の下に「SLOW」が併記されている。</p> <p>本県における設置数及びその推移はどうか。</p>
交通規制課長	<p>本県では徐行規制を実施していないため、一時停止標識のみとなるが、平成 29 年 7 月の設置開始から令和元年 9 月末現在までの設置数は 237 交差点の 280 方向である。平成 29 年以降の推移として、29 年は 86 交差点 104 方向、30 年は 83 交差点 100 方向、令和元年は 68 交差点 72 方向である。</p>
山科委員	<p>今後の設置予定や方針についてはどうか。</p>
交通規制課長	<p>新様式の一時的停止標識は、一時的停止規制を新たに実施する場合や現在設置している標識を更新する場合に用いており、今後もこの方針で進めていく。</p>
山科委員	<p>外国人が運転する際に必要な資格は何か。</p>
参事官(兼)運 転免許課長	<p>外国人の方が日本国内で運転する場合、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証、又は外国の免許から日本の運転免許への切り替え等が必要となる。</p>
山科委員	<p>外国人が運転する車による交通事故の発生状況はどうか。</p>
参事官(兼)交 通企画課長	<p>本年は 8 月末まで外国人による人身事故件数は 44 件発生しており、平成 28 年は 63 件、29 年は 92 件、30 年は 66 件である。</p>
吉村委員	<p>公立高等学校入学者選抜試験における採点ミスにかかる対応と昨年度の試験の状況について伺いたい。</p>
高校教育課長	<p>昨年度はミスなく試験の採点を終えることができた。以前の採点方法からの変更点は、答案用紙を複製し、別々の教員が採点を行い、それらを照合して点検をする流れである。特に記述式問題については、専門教科の教員が、詳細な採点基準を決めそれに基づき 2 人の教員が採点し、照合した結果、異なる判断見解となった場合は、採点基準に則り話し合い、その他の回答の整合性も見ながら決定していくことになる。更にその後別の教員が突き合わせた採点が間違っていないことを確認する流れで、慎重かつ丁寧に作業を実施している。</p>
吉村委員	<p>大学入学試験の民間委託による採点について教えてほしい。</p>
高校教育課長	<p>数学及び国語において記述式問題が出題されることになる。</p> <p>数学については、マークシート問題と混在させた形で、数式などを記述する小問 3 題が出題され、マークシート問題と併せて、100 点満点で点数化されることになる。また、国語については、記述式はマークシートとは別に大問として出題される。マークシートの問題が大問 4 問で 200 点満点となる。それに加えて記述式の大問が、小問 3 題で構成され、これについては点数化されず A 評価から E 評価までの 5 段階で判定することになる。</p> <p>国立大学協会では、これを最大 40 点として用いることを原則とする見解を示して</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>おり、A評価が40点、E評価が0点になると思われる。</p> <p>採点の方法は、50万人ほどいる受験者から1万人を抽出した上で採点基準を決定し、これに則り、1万人の採点員が採点をする流れである。その際は2人1組で、1人ずつ採点を行った後にそれを照合し、結果が合わない場合は上位判定者と協議した上で、採点を決定していくプロセスになる。</p>
吉村委員	<p>今話を聞く限り公平性には疑義があると言わざるを得ない。本県の採点は細心の注意を払って行っているのであれば、国に対しても本県の事例を提示しながら申入れをしていくべきと考えるがどうか。</p>
高校教育課長	<p>採点における公平性や採点者の質の担保、秘密保持等様々な課題について指摘されており、しっかりと対応していただきたいと考えている。教育委員会としては、国の動向を注視しながら、最新の情報を入手して、受験生に周知していきたい。</p>
吉村委員	<p>先般、夜間中学をテーマにした映画の上映会に参加する機会があった。</p> <p>2010年の国勢調査では、日本全国で12万8,187人の未就学いわゆる学歴なしの方がおり、教育機会確保法において各都道府県に夜間中学を設置することが望ましいとされている。現在公立の夜間中学が全国に33校あるが、県教育委員会は夜間中学についてどのように考えているのか。</p>
義務教育課長	<p>平成30年度は文部科学省が作成した夜間中学に関するフライヤー（リーフレット）及びポスターを各市町村窓口を設置し、今年度は30年7月に改訂された手引き「夜間中学の設置拡充に向けて」で示されたニーズ調査を葉書により実施した。</p>
吉村委員	<p>ニーズ調査の概要と結果はどうか。</p>
義務教育課長	<p>ニーズ調査は夜間中学への入学意向、その理由、夜間中学の存在を知らせたい人の有無等を記載した設問葉書を送付いただくアンケート調査である。当該葉書1,125通をフライヤーとともに、市町村の福祉部局にある相談窓口や教育委員会のほか、県の若者相談支援拠点となるNPO法人や国際交流協会など幅広く配置した。また、アンケートにおいては、入学希望者が回答しやすいように、漢字にルビを振る、英語・中国語版にも対応する等配慮した。このほか、同様の設問について県ホームページに掲載した。</p> <p>この結果42通の回答があり、その9割が村山地区からの送付であった。夜間中学で「自分が学んでみたい」という回答が7通、「身近にいる」という回答が22通、「思いつく人、団体等がある」という回答が11通であった。</p> <p>理由としては、「中学校までの学習内容をもう一度学び直したい（学び直してほしい）」「高校へ進学するための学力を身につけたい（身に付けてほしい）」「就職をするために必要な力を身につけたい（身に付けてほしい）」という順であった。</p>
吉村委員	<p>先に話した上映会の席上で、この文部科学省が示したニーズ調査が本当に夜間中学を必要とする人たちの思いを汲み取れるように設計されていないのではないか、という疑問が呈された。示された結果では夜間中学の必要性は薄いと感じられるが、県民の中には夜間中学を必要とする方、義務教育段階の教育を受けていない方がいる。改めて学び直したいという方のお話を聞く機会があったが、このような方々は商売に携わる仕事に従事しながらも「1割引」等の概念が理解できない状況である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
義務教育課長	<p>夜間中学の枠組それ自体は戦後からあるが、その意味合いは変化している。かつては女性の学習する機会の確保という面が多かったが、現在は不登校児童や義務教育の対象外となった外国人等が学習するためのものともなっており、ニーズ調査についてはそういう方々にも情報が届くような手法を熟慮し実施すべきではないかと考える。</p> <p>夜間中学の取組みは評価されるべきものであり、公立や自主の如何を問わず、県として検討すべき項目であると考えているが、県の所感はどうか。</p> <p>ニーズ調査については、葉書のみならずネットを活用し幅広く集約を図ったところであるが、指摘の通り真に必要な方に情報が届いていたのかという点において、改めてその調査手法について検討をする必要があると考える。回答・送付いただいた葉書を見直すとともに、市町村が持つ様々な相談窓口とも連携しながら、潜在的ニーズを掘り起こすために必要な調査手法について研究したい。</p> <p>また、夜間中学で学びたいという意思を十分に尊重したい。義務教育を受ける機会を逸した理由は様々であるが、そうした事情に関わりなく教育を受ける機会を確保することは大事である。県は市町村とともに情報の集約・共有を図っていきたい。</p>
吉村委員	<p>ニーズ調査の土台がしっかりしていなければ、県民が求める政策となり得ない。全てが夜間中学で対応すべきかどうかは議論の余地があるが、就業しているにも関わらずもう一度義務教育相当の教育を学びたいという方に学ぶ機会を提供することは大切なことであると考えているので、今後もしっかり取り組んでほしい。</p>
吉村委員	<p>児童虐待の状況はどうか。</p>
少年課長	<p>警察で児童虐待を把握するケースとしては、DVや迷子の取扱い、親族等関係者からの相談や、目撃者等第三者からの通報など、通常の業務活動を通じて把握するもののほか、児童相談所、市町村、学校などの関係機関から情報提供を受けて把握するものもある。</p> <p>児童虐待に関する110番通報は、平成30年は12件あり、令和元年は10月末現在で25件である。</p>
吉村委員	<p>110番通報が増加した要因をどう捉えているのか。</p>
少年課長	<p>増加の要因について確定的なことを申し上げるのは困難であるが、全国で児童虐待の痛ましい事案が発生し関心が高まったこと、社会意識の変化に伴い虐待が重大な行為であると認識されるようになったこと、しつけの名の下に見過ごされた行為が虐待と認識されるようになったこと等により通報が増えたものと推察している。</p>
吉村委員	<p>児童虐待の通報を受けた場合、警察はどのように対応するのか。</p>
少年課長	<p>警察では、通報を受けた場合、警察官が現場に臨場し、児童の安全確認、児童からの直接聴取、児童の怪我・体の傷等の確認、関係者からの聴取、保護者からの聴取を行う。そして、児童虐待の疑いがあれば、児童の安全確保のため、保護者からの分離、児童相談所に対する通告等を行う。児童に対する暴行など、犯罪がある場合には、法と証拠に基づいて捜査することとしている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	児童相談所に対する通告件数やその内容はどうか。
少年課長	<p>平成 30 年に児童相談所に通告した児童数は 183 人である。その内容については、DV や迷子の取扱いなど警察活動により把握したものが 95 人（全体の 51.9%）、関係者からの相談や第三者からの通報が 73 人（全体の 39.9%）、関係機関からの情報提供は 15 人（全体の 8.2%）である。</p> <p>本年は 10 月末現在で、児童相談所に通告した児童数は 327 人であり、DV や迷子の取扱いなど警察活動により把握したものが 70 人（全体の 21.4%）、関係者からの相談や第三者からの通報が 190 人（全体の 58.1%）、関係機関からの情報提供は 67 人（全体の 20.5%）である。</p>
吉村委員	検挙に至った件数及びその内容はどうか。
少年課長	平成 30 年の検挙件数と人員は 27 件 27 人である。本年 10 月末現在の検挙件数と人員は 40 件 40 名（前年同期比 18 件 18 人の増）で、暴行や傷害などの身体的虐待が 35 件で約 90%となっている。
吉村委員	関係機関との連携の状況及び今後の警察の児童虐待に対する考え方はどうか。
少年課長	<p>現在、関係機関との情報共有の機会として、要保護児童対策地域協議会がある。この協議会は、平成 16 年の児童福祉法の改正により、すべての市町村で開催され、医療、福祉、教育、警察などの各関係機関が参加して情報共有し、安全確保をはじめ、児童及び家族に対して連携した支援活動を行えるように検討しており、虐待の恐れが高い児童に関しては個別の検討会等を開催している。警察では、ここでの検討を踏まえ、事案に応じて被害児童からの聞き取り、虐待事案の確認、保護者に対する再発防止の指導警告を行っている。</p> <p>今後の警察の対応方針について、県警察では児童虐待に対する取組みを最重要課題の一つと位置付けており、早期発見のための情報収集、警察官の直接確認による児童の安全確保、厳正な捜査による事件化、関係機関との連携等に努めている。</p>
金澤委員	新聞を活用した授業の取組みについては、各市町村教育委員会や、学校現場が理解を示しているからこそ、現在のように普及し事業も展開されているものと理解しているが、35 市町村中、1 自治体がこの事業を活用していないようである。
総務課長	この事業を活用してない三川町については、小中学校図書館に新聞を配置しており、それを活用して新聞を活用した教育をしている、ということであった。
金澤委員	この事業は今年で 3 年目を迎えるが、市町村の反応も含めてどのように総括しているか。また、今後の事業展開をどのように考えているのか。
総務課長	<p>この事業は今年で 3 年目となるが、実施市町村からは概ね肯定的な評価を得ているところだが、今年度の状況報告において「学校や学級によって活用実態に差があること」が改善点として報告されている。また、新聞を読むことの習慣化については、向上しているものの十分ではないと認識している。</p> <p>これらの課題を踏まえ、効果的・効率的な活用方策について研究を進めながら、引き続き取り組んでいきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>私は、3年前の議論の際には「導入するのであれば継続的に実施する必要がある」と申し上げた。最近ではスマートフォンで新聞を読む時代だが、その中で、当事業による教育活動は児童生徒が活字に触れる貴重な機会となっている。活字を読むことの習慣化など取組みの充実に向け、引き続き市町村と連携して取り組んでほしい。</p>
金澤委員	<p>高校3年生になると自身の将来の進路について深く考える時期になる。有効求人倍率が非常に高い状況であるが、就職内定率はどうか。</p>
高校教育課長	<p>10月31日に山形労働局から発表された高校生の就職内定率は、公立、私立合わせて、内定者数が1,657人（内定率：65.8%）、うち県内就職が1,243人（内定率：65.1%）、県外就職が412人である。この数値は平成7年以降、最高の値になっている。</p>
金澤委員	<p>県内就職に向けた各学校の取組みはどうか。</p>
高校教育課長	<p>県教育委員会としても、地元定着ということ積極的に進めていきたいと考えており、労働局や商工労働部などと連携しながら取り組んでいる。たとえば、地元には素晴らしい企業があるということを理解することが大事であることから、全ての学校において地元で活躍している方が講話をする「山形のスペシャリストに聞くトップセミナー」を実施している。また、就職希望者については、インターンシップ推進事業、農業科・工業科を設置する高校では中長期のインターンシップ、人材が不足していると思われる土木関連分野等については「やまがた未来の産業人材キャリアサポート事業」を行っており、「求人開拓・定着率向上事業」ということで、各教員が地元の企業を回り、様々な情報交換をしたり、就職希望者を受け入れてもらえるよう依頼したり、就職した生徒の状況などを確認し激励したりする事業を実施している。</p> <p>これに併せ、就労の定着を促すため、卒業後1年目の就職者を対象として、手紙で仕事の悩みや勤務状況等を把握し、個人面談等の事後指導をしながら、高卒就職者の職場定着に向けた取組みも実施しており、今後も積極的に進めていきたい。</p>